

様式5

行政財産賃貸借契約書(案)

貸付人 帯広市（以下「甲」という。）と、借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により行政財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が行政財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物の一部（以下「貸付物件」という。）を乙に貸付する。

名 称	所 在 地	数 量
帯広市役所 本庁舎	帯広市西5条南7丁目1番地	0.312 m ²
帯広市保健福祉センター	帯広市東8条南13丁目1番地	0.192 m ²
森の交流館・十勝	帯広市西20条南6丁目1番地	0.192 m ²
帯広市図書館	帯広市西2条14丁目3番地1	0.192 m ²
帯広市児童会館	帯広市字緑ヶ丘2番地	0.192 m ²
帯広百年記念館	帯広市字緑ヶ丘2番地	0.192 m ²

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を「広告付きAED設置場所」として使用するものとし、この用途（以下「指定用途」という。）以外の目的に使用してはならない。

2 乙は、貸付物件を前項の用途に供するにあたっては、別紙「仕様書」に記載の内容を遵守しなければならない。

（指定用途に供すべき期日）

第4条 乙は、貸付物件を令和8年8月1日（以下、「指定期日」という。）までに指定用途に供さなければならない。

2 乙は、やむを得ない理由により指定期日の変更を必要とする場合は、理由を記載した書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

（指定用途に供すべき期間）

第5条 乙は、貸付物件を指定期日（甲が前条第2項の規定により指定期日の変更を承認したときは、その期日）の翌日から、次条の貸付期間の満了日まで、引き続き指定用途に供しなければならない。

(貸付期間)

第6条 貸付期間は、令和8年8月1日から令和13年7月31日までの5年間とし、更新は行わないものとする。

(貸付料)

第7条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

(内訳)

年 度	期 間	貸 付 料
令和8年度	自 令和8年8月1日 至 令和9年3月31日	円 (うち取引に係る 消費税及び地方消費税の額 円)
令和9年度	自 令和9年4月1日 至 令和10年3月31日	円 (うち取引に係る 消費税及び地方消費税の額 円)
令和10年度	自 令和10年4月1日 至 令和11年3月31日	円 (うち取引に係る 消費税及び地方消費税の額 円)
令和11年度	自 令和11年4月1日 至 令和12年3月31日	円 (うち取引に係る 消費税及び地方消費税の額 円)
令和12年度	自 令和12年4月1日 至 令和13年3月31日	円 (うち取引に係る 消費税及び地方消費税の額 円)
令和13年度	自 令和13年4月1日 至 令和13年7月31日	円 (うち取引に係る 消費税及び地方消費税の額 円)

(貸付料の納付)

第8条 乙は、前条に定める貸付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納付通知書により納付しなければならない。

年度	回数	納入金額	納入期限	内訳
令和8年度	第1回	円	令和8年10月末日	
	第2回	円	令和9年1月末日	
令和9年度	第1回	円	令和9年4月末日	
	第2回	円	令和9年7月末日	
	第3回	円	令和9年10月末日	
	第4回	円	令和10年1月末日	
令和10年度	第1回	円	令和10年4月末日	
	第2回	円	令和10年7月末日	
	第3回	円	令和10年10月末日	
	第4回	円	令和11年1月末日	
令和11年度	第1回	円	令和11年4月末日	
	第2回	円	令和11年7月末日	
	第3回	円	令和11年10月末日	
	第4回	円	令和12年1月末日	

令和12年度	第1回	円	令和12年4月末日	
	第2回	円	令和12年7月末日	
	第3回	円	令和12年10月末日	
	第4回	円	令和13年1月末日	
令和13年度	第1回	円	令和13年4月末日	
	第2回	円	令和13年7月末日	

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、免除する。

(貸付料の改定)

第10条 甲は、経済事情の著しい変動があった場合や関係法令の改正等により、第7条の貸付料の額が不適当となったときは、第6条に定める期間の途中であっても乙に対して当該貸借料の増額を求めることができる。この場合、乙は改定された貸借料を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 乙は、前条に規定する期日までに貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、年14.5パーセントの割合で算定した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 乙は契約締結後、貸付財産に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完の請求、貸付料の減額又は損害賠償の請求をすることができない。

(契約不適合責任)

第13条 乙は契約締結後、貸付財産に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完の請求、貸付料の減額又は損害賠償の請求をすることができない。

(物件保全義務等)

第14条 乙は、善良な管理者の注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(維持補修)

第15条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は、貸付物件を転貸してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(使用上の制限)

第17条 乙は、貸付物件に新たな施設、又は財産価値の変動を生ずるような変更を加える場合には、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(実地調査等)

第18条 甲は、貸付物件の維持保全のため必要があると認めたときは、貸付物件について随時に実地調査をし、又は参考となるべき資料の報告を求め、貸付物件の維持保全に関し乙に指示することができる。

2 乙は、前項の調査を拒み若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(報告・届け出)

第19条 乙は、天災その他の事由によって貸付物件に異常が生じたときには、直ちに甲に報告しなければならない。

2 乙は、その住所、氏名又は代表者を変更したときは、速やかに甲に届けなければならない。

(広告内容の報告)

第20条 乙は、広告内容を甲に対し書面により報告するものとする。また、広告内容を変更したときも書面により報告するものとする。

(契約の解除)

第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要となったとき。

(2) 乙が指定期日を経過してもなおこれを指定用途に供せず、又はこれを指定用途に供した後、指定期間内にその用途を廃止したとき。

(3) 乙が貸付料その他の債務の支払いを、納付期限から3ヶ月以上怠ったとき。

(4) 貸付物件及び貸付物件が所在する施設の行政財産としての用途又は目的を、乙が妨げると甲が認めたとき。

(5) 乙が帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者該当すると認められるとき。

(6) 乙がこの契約上の義務を履行しないとき。

(7) 前各号のほか乙の責に帰する事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

2 甲は、前項に掲げる場合を除くほか、乙から解除の申し出があったときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。ただし、乙は、契約を解除しようとする4カ月前までに書面にて甲に通知しなければならない。

(違約金)

第22条 乙は、前条第1項(第1号を除く。)及び第2項の規定によりこの契約が解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

2 第1項に定める違約金は、第24条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(貸付物件の返還)

第23条 乙は、第6条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第20条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、予め甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(貸付料の精算)

第24条 甲は、第20条第1項第1号の規定によりこの契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割り計算により返還する。ただし、日割り計算により10円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額を返還する。また、日割り計算により算定した額が10円未満である場合は返還しない。

2 甲は、第20条第1項(第1号を除く。)及び第2項により貸付期間満了前にこの契約が解除された場合は、既納の貸付料は返還しない。

(損害賠償)

第25条 乙は、その責に帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第26条 乙は、第6条に規定する貸付期間が満了した場合、又は第20条の規定により契約が解除された場合において、貸付物件に投じた必要費、有益費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第27条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第28条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第29条 この契約から生ずる一切の裁判上の紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

貸付人 甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 上野 庸介

借受人 乙